

様式第2号（その1）

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

| | |
|---------|----------------|
| 事業所の名称 | フジトモ株式会社 |
| サービスの種類 | 特定（介護予防）福祉用具貸与 |

| 措置の概要 | |
|-----------------------------|--|
| 1 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口 | 苦情担当窓口を次のとおり設置する。 ① 窓口の設置場所 住 所：新潟市江南区鍋潟新田1574番地 事業所名：「フジトモ株式会社」 電話番号：025-374-6610 携帯番号：080-2085-1720（携帯電話） ② 窓口開設時間 午前8時30分から午後5時30分まで ③ 対応者職氏名 役職名：管理者 氏名：野村 有希 ④ そ の 他 事業の休業日及び窓口開設時間外は、携帯電話により対応する。 |
| 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順 | <p>(1) 相談及び苦情の対応 相談又は苦情電話があった場合は、原則として管理者が対応する。 管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。</p> <p>(2) 確認事項 相談対応者は以下の事項について確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">① 相談又は苦情のあった利用者の氏名② 提供したサービスの種類、年月日及び時間③ サービス提供した職員の氏名(利用者が分かる場合)④ 具体的な苦情・相談内容⑤ その他参考となる事項 <p>(3) 相談及び苦情処理回答期限の説明 相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する回答期限を説明する。</p> <p>(4) 相談及び苦情処理 概ね以下の手順により、相談・苦情について処理する。</p> <ul style="list-style-type: none">① 管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を議論する。<ul style="list-style-type: none">・サービスを提供した者からの概況説明・問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての検討・文書による回答案の検討② 文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直接行った上で、文書を渡す。③ 利用者に渡した文書と同様の文書を居宅介護支援事業者にも渡し、苦情又は相談の状況について報告する。④ 市や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ったことを報告する。⑤ 事業実施マニュアルに改善点を追記し全職員に周知することで、再発の防止を図る。 <p>(5) その他参考事項 サービスの提供にあたり、利用マニュアルにおいて接遇などを徹底する他、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心がけるよう職員指導を行う。 苦情が出された場合は、誠意を持って対応するものとし、苦情まで至らないケースであっても、利用者から相談・要望を受けた場合は、事例検討の検討材料として以後のサービスの向上に努めることとする。 また、利用者に満足いただけるようなサービスを提供できるよう、職員の健康管理にも十分配慮する。</p> |